

平成24年度
第1回兵庫県都市計画審議会

平成24年6月28日(木)

農業共済会館7階 大会議室

開 会 午後 2 時 00 分

【議長挨拶】

【議案審議】

それでは、第 1 号議案、神戸市、三田市及び西宮市に係ります「阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更（武庫川上流流域下水道の変更）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。第 1 号議案「阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更（武庫川上流流域下水道の変更）」について御説明いたします。議案書は 1 ページから 6 ページ、資料 1 の議案説明資料は 1 ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。武庫川上流流域下水道は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、昭和 53 年に都市計画決定を行い、昭和 60 年に供用を開始しております。図面中の着色している区域は排水区域で、肌色は三田市域、黄色は西宮市域、黄緑色は神戸市域の排水区域です。

現在、都市計画決定している武庫川上流流域の下水道施設としては、赤線で示しております三田幹線、神戸西宮幹線の 2 本の管渠施設、そして、処理施設の武庫川上流浄化センターがございます。今回変更を行いますのは、武庫川上流浄化センターで、神戸市北区の JR 道場駅、東約 2.3 キロメートルに位置し、既決定の面積は約 143,700 平方メートルです。今回の変更は武庫川上流浄化センターの区域変更であり、今回の変更により黄色の着色部分が削除となります。その結果、武庫川上流浄化センターの敷地面積は、削除部分が 22,400 平方メートルとなることから、変更後は約 121,300 平方メートルになります。

ここでもう少し詳しく武庫川上流浄化センターの区域の変更について、現在の施設配置図と変更後の施設配置図を使って説明させていただきます。ここに表示しております図面は、これまでの計画の施設配置図を示しております。黄色の区域が管理施設、水色の区域が水処理施設、オレンジ色の区域が汚泥処理施設になります。近年における人口動向や社会情勢の変化を踏まえ、平成 22 年度に「大阪湾流域別下水道整備総合計画」を改定しておりますが、今回その改定にあわせて、武庫川上流浄化センターの計画処理人口、計画汚水量及び施設計画を見直すことにいたしました。その結果、計画処理人口は 264,800 人から 211,400 人に、計画汚水量は 1 日あたり最大 195,000 立方メートルから 117,000 立方メートルになることにより、水処理施設の施設規模は 12 系列から 8 系列となり、図に示すような施設配置となります。なお、浄化センターの各施設につきましては、休止することがで

きない施設であり、稼働しながら改築更新する必要があるため、将来の更新用地についても計画区域内に確保しております。以上により計画区域を見直した結果、この図で示しております区域が、武庫川上流浄化センターに必要な区域となります。この都市計画案をまとめるにあたりまして、住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

なお、本案について、1月10日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が1通ございました。意見書の要旨はお手元にお配りしております資料2の1及び2ページに記載してございます。意見に対する県の考え方とあわせて御説明いたします。その趣旨は大きく分けて3点ございます。まず1点目は武庫川上流浄化センター周辺の一般県道切畑道場線の整備に関する要望です。2点目は、武庫川の整備に関する要望、3点目は生野高原住宅に関する河川、下水道及び道路の整備についての要望となっております。

これらの意見に対する県の考え方ですが、意見の内容は武庫川上流浄化センターの周辺整備に関する要望などであり、武庫川上流流域下水道の都市計画に対するものではありません。なお、これら周辺整備に関する要望などにつきましては、関係部局及び関係機関に申し伝えるようにいたします。以上、武庫川上流流域下水道の変更についての案縦覧時における意見書について説明させていただきました。

なお、本案について、神戸市都市計画審議会において原案どおり承認されております。以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問または御意見はございませんでしょうか。御意見がないようですので、それではお諮りしたいと思います。

第1号議案「阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更（武庫川上流流域下水道の変更）」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは続いて第2号議案、尼崎市に係ります「阪神間都市計画道路の変更(3.5.85号園田西武庫線の変更)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案「阪神間都市計画道路の変更(3.5.85号園田西武庫線の変更)」について御説明いたします。議案書は7ページから14ページ、議案説明資料は2ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。

園田西武庫線は、国道2号、国道43号などの東西幹線道路を補完する路線であり、尼崎市東園田町1丁目の大阪府境を起点として、武庫町3丁目を終点とする延長約7,250メートルの路線です。尼崎市北部においては大阪府と連絡する東西方向の幹線街路が、園田西武庫線北側の猪名寺椎堂線と、南側の塚口駅小中島線しかなく、交通容量が不足しております。図面中左上の黄色の丸印で示しております猪名寺椎堂線の前畑踏切の西側にある南町4丁目交差点や、塚口駅小中島線のピッコロシアター南交差点などでは、主に朝夕の通勤時間帯に慢性的な交通渋滞が発生している状況です。

この写真は猪名寺椎堂線の前畑踏切付近の渋滞状況写真です。尼崎伊丹線との交差点である南町4丁目交差点から、前畑踏切を経て、多い時には500メートルほど渋滞することもあると聞いております。こちらの写真は塚口駅小中島線のピッコロシアター南交差点付近の渋滞状況写真です。手前側がピッコロシアター前交差点で、この交差点も多いときには200メートルほど渋滞していると聞いております。このような状況の中で、園田西武庫線の藻川工区及び御園工区の整備を進め、阪神間南北方向の主要な幹線道路である尼崎伊丹線などと接続させることにより、交通渋滞を緩和し、交通の円滑化と安全性の向上を図っているところです。

それでは、変更内容について、御説明いたします。今回変更いたします内容は、既決定区間における一部区域の変更でございます。変更する区間は、一級河川藻川にかかる橋梁区間のうち、右岸側に右折車線を設置するとともに、左岸側の交差点計画の見直しに伴い、一部区域を変更するものです。具体的な変更内容は、一級河川藻川にかかる橋梁区間のうち、右岸側の黄色で示した道路との交差点において右折車線を設置し、円滑な道路交通を確保するとともに、左岸側の緑色で示した河川管理用通路兼自転車歩行者道との交差点計画を見直し、新たに青色で示した道路を堤防の東側に下ろして、園田西武庫線と立体交差させることにより安全性を向上させるものです。右折車線の追加による幅員の変更は、前面スクリーンのとおり、幅員3メートルの右折車線を追加することによって、右折車線設置部分の総幅員が15メートルから18メートルに変更されます。これらの変更により、当該地域の交通を円滑化を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和や安全性の向上をはかるものです。

今回の変更は、前面スクリーンのとおり、右折車線の設置に必要な区域の追加と、交差点計画の見直しに伴い、変更が生じる区域の削除を行います。赤色が追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。本都市計画案をまとめるにあたり

まして、平成 23 年 12 月に尼崎市において住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案について、2 週間縦覧に供しましたところ、意見書の提出が 1 通ございました。意見書の要旨は、お手元にお配りしております資料 2 の 3 ページに記載しております。意見に対する県の考え方とあわせて御説明いたします。意見書の要旨は園田西武庫線の建設に反対するというもので、その理由の 1 つ目は、園田西武庫線が完成すると、大阪方面からの大型車が住宅街に流入し、交通事故が増加するということ。2 つ目は、橋脚を阪急以北に建てると流下物が詰まり、堤防が決壊する恐れがあり、園田地域が浸水するため危険であるということ。3 つ目は、園田西武庫線が完成しても西宮方面へは接続しないため、幹線機能が低く、災害時には機能しないということ。4 つ目は財政的に厳しい状況の中、役に立たない道路を造るよりも、急を要する事業を優先すべきということ。5 つ目は交通混乱による公害等問題があることというものでございます。

この意見に対する県の考え方ですが、意見の内容は都市計画変更案である右折車線の設置等に係る一部区域の変更に対するものではございません。なお、園田西武庫線そのものについては、先ほど整備の目的でも述べたとおり、尼崎伊丹線など、阪神間南北方向の主要な幹線道路と接続することで、幹線道路としての機能を発揮することにより、周辺道路の交通渋滞を緩和し、交通の円滑化及び安全性の向上に寄与する、地域にとって必要な道路であり、関係機関とも協議し、地元説明を行いつつ、今後とも適切に整備を進めていくこととしております。

なお、本案については尼崎市都市計画審議会において、原案どおり承認されており、尼崎市からも「園田西武庫線を整備することにより、地域交通の円滑化や交通渋滞の解消、防災面でのさらなる機能向上がはかれることから、今後も引き続き県とともに取り組んでいく所存である。」と聞いております。以上で第 2 号議案に係る説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして御質問または御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

27 番 27 番です。いま御提案がありました園田西武庫線の変更の件について、意見表明はあとでさせていただきたいと思いますが、参考までに 2 点ほどお聞きをしたいと思っております。園田西武庫線の事業が御園工区とそれから藻川にかかる藻川工区ですね。橋の部分と、2 つが一体的に進められているものですが。そのうちの藻川の橋の部分の、車線の変更等を行うというものです。これに対する意見書が先ほど説明がありましたよ

うに、私もこの意見書は理解できますし、またこれに近い意見を持っております。

そこでですね、2点ほど先にお尋ねをしたいと思うのですが、この意見書でも指摘されておりますように、道路が完成、また橋が完成したときには、特に東側というのは閑静な住宅街なんですけども、東西方向の幹線道路の役割を果たすというような説明がありましたけども、特に大阪側からあるいは阪神北部から大型車等がかなり大量に流入するということが心配をされておまして、交通事故とかあるいは環境への影響というのが非常に心配されるんですね。この点はこれまでも議論はしたかと思うんですけども、もう一度ですね、直接かかわることではないですけども、どんな検討がされて、どういうふうな対策が行われるのかということの一つ説明いただきたいなと。

もう1点は、住民合意が非常に大事だと思うんですが、多くの方が特に園田の東側の住民の方々が環境への影響を非常に心配されておりますので、今後も住民説明会を行いつつということが書かれてるんですけども、今後どういうふうな地元との合意を得るための取り組みをされようとしているのか。この2点をお伺いしたいと思います。

議長 はい、事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局 環境面の検討状況なんですけれども、事業部局のほうに確認しましたら、大気、騒音、振動の予測をしているということで、予測結果は環境基準以内ということ聞いております。地元に対しても今後事業化に向けて、地元説明を行って、御理解を得られるよう努めていきたいと考えております。

議長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

27番 続けて意見を申し上げてよろしいでしょうか。それでは意見を申し上げたいと思います。この園田西武庫線というのは、戦後ですね、60年以上も前に戦災復興事業として都市計画決定をされているんですけども、三菱電機の工場の真ん中を突き抜けるという計画で、三菱電機との合意ができずに今まで進捗できなかったというふうに思っているんですが、それが17年前の阪神淡路大震災のあとに阪神淡路大震災の復興事業ということで、位置づけをし直してこの事業が進められようとしているんですね。それで残ってるところは、まさにその三菱電機の中の御園工区と、橋を架けるところの藻川工区なんですけども。

私は3点ほど意見、指摘をして、態度を表明したいと思うのですが。まず1つはですね、この橋の部分について言いますと、住民生活への環境への影響が非常に大きいというふうに考えられます。いまは振動なり騒音なり基準値内だという説明がされましたけども、こ

の藻川の橋がかかりますと、1日8,500台からの交通量になると。しかもこれは大阪から東西から南北から、大型車の混入率が非常に高くなるというふうに考えられているわけですが。そういう意味ではまさに東側というのは住居専用地域ですので、いまはほとんど車も通ってないところなので、1日8,500台から通るということになると、非常に生活環境に大きな影響を与えますので、これの対策が十分とられていないということが1つ目の問題。

それからもう1つは、財政難の折ということでここでも言われてるんですが、私もそう思うんですね。特に藻川の工区ではなくて御園工区のほうはですね、わずか900メートルほどの工場の中の道路を通すために170億円からの予算が投入をされると。そしてその半分くらいは三菱電機の工場の中の建物の移転等の補償金として支払われるということが問題になっておりまして。私はやっぱりこの財政難の折りに、こういう多額の財政を投入してこの道路をいまつくる必要があるのかと。これは必要性自体はいろいろな議論あるところですけども、この財政難の折にということからいいますと非常に問題だということと、その賠償等のあり方も非常に問題だというふうに思っております。これが2つ目。

最後に住民合意ですね。やっぱり住民の方がまだまだ心配をされております。今後、説明会等をもってと言われますけども、ほんとに住民との十分な議論を行うべきだというふうに思っておりますので、その点でいいますと、やっぱりこの事業をこのまま推進することについては非常に問題であるということでこの議案については私、27番は反対を表明いたします。以上です。

議長 どうもありがとうございました。ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。それでは追加の御意見、御質問がないようですので、第2号議案についてお諮りしたいと思います。

第2号議案「阪神間都市計画道路の変更(3.5.85号 園田西武庫線の変更)」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。

賛成多数でございますので、第2号議案については原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。県決定の都市計画案件につきましては、以上です。この結果は、直ちに知事あてに答申することといたします。

【報告事項】

閉 会 午後 2時42分

平成 24 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成 24 年 6 月 28 日（木） 午後 2 時～午後 2 時 42 分
場 所：兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 | 備 考 |
|-----------------------------------|---------|--------------------|-----|
| 学識経験のある者 （50音順） （第3条第1項第1号） | 今西 珠美 | 流通科学大学教授 | |
| | 大内 麻水美 | 弁護士 | |
| | 沖村 孝 | 神戸大学名誉教授 | |
| | 小谷 通泰 | 神戸大学教授 | |
| | 笹倉 雅人 | (公財)兵庫県園芸・公園協会理事長 | |
| | 西浦 道雄 | 兵庫県農業会議副会長 | |
| | 野崎 瑠美 | 建築士 | |
| | 三輪 康一 | 神戸大学准教授 | |
| 関係行政機関の職員 （第3条第1項第2号） | 小栗 邦夫 | 農林水産省近畿農政局長 | 代 理 |
| | 長尾 正彦 | 経済産業省近畿経済産業局長 | 代 理 |
| | 上総 周平 | 国土交通省近畿地方整備局長 | 代 理 |
| | 石津 緒 | 国土交通省近畿運輸局長 | 代 理 |
| | 倉田 潤 | 兵庫県警察本部長 | 代 理 |
| 市町の長を代表する者 （第3条第1項第3号） | 矢田 立郎 | 神戸市長 | 代 理 |
| | 蓬萊 務 | 小野市長（兵庫県市長会） | 代 理 |
| | 福田 長治 | 猪名川町長（兵庫県町村会） | 代 理 |
| 県議会の議員 （第3条第1項第4号） | 岩谷 英雄 | | |
| | 森脇 保仁 | | |
| | 大谷 勘介 | | |
| | 栗山 雅史 | | |
| | 三戸 政和 | | |
| | 谷井 いさお | | |
| | 宮田 しずのり | | |
| 市町の議会の議長を 代表する者 （第3条第1項第5号） | 岡田 初雄 | 宍粟市議会議長（兵庫県市議会議長会） | |
| | 安部 重助 | 神河町議会議長（兵庫県町議会議長会） | |